



令和7年(ラ)第105号 保全異議申立決定に対する保全抗告事件 (原審・高松地方裁判所令和6年(モ)第10005号)

決 定

東京都足立区千住宮元町31-18

5 抗 告 人 大 森 暁 生  
同 代 理 人 弁 護 士 川 添 丈  
余 頃 桂 介  
河 野 壮 志

高松市国分寺町国分2065番地

10 相 手 方 国 分 寺  
同 代 表 者 代 表 役 員 大 塚 純 司  
同 代 理 人 弁 護 士 高 木 誠 一 郎

主 文

- 15
- 1 本件抗告を棄却する。
  - 2 抗告人の当審における追加申立てを却下する。
  - 3 当審における手続費用は抗告人の負担とする。

理 由

第1 抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 20 2 高松地方裁判所令和5年(ヨ)第31号無断改変・公表等禁止仮処分命令申立事件について、同裁判所が令和5年12月28日にした仮処分決定を認可する。
- 3 相手方は、後記本件仏像について、「THE FIRST BUTSUZO」等抗告人の了解なく題号を付し改変を行ってはならない。

25 第2 事案の概要 (略称等は改めて定義するもののほか原決定の例による。)

- 1 抗告人は仏師ではない彫刻家であり、相手方は四国霊場第八十番札所である讃岐国分寺(以下「国分寺」という。)を運営する宗教法人である。抗告人は、

相手方から大日如来像及びその付属設備一式（本件仏像。付属設備等にはガラス等も用いられるが、基本部分は木像）の制作を請け負っており（以下「本件請負契約」という。）、令和5年11月当時、少なくとも仏像本体は組み上げられ、装飾等も本体に取り付けて仕上げる事が可能な状態となっていたところ、同月、相手方に対して本件仏像を仮に引き渡す旨の仮処分決定（東京地方裁判所令和5年（ヨ）第2626号。別件仮処分決定）を受け、その保全執行を受けた。現在、本件仏像は相手方の占有下にある。

本件は、原告人が、相手方に対し、著作権及び著作者人格権に基づく差止請求権を被保全権利として、本件仏像について、原告人の承諾なく、組上げ、彩色、補修その他の改変並びに開眼法要その他の方法による公表及び展示をしてはならない旨の仮処分命令を求めた事案である。

異議申立て前の原審は、原告人の申立てについて、2000万円の担保を立てさせて、原告人の申立てを全部認容したところ（以下「原仮処分」という。）、相手方が保全異議を申し立てた。これに対し、異議申立て後の原審は、被保全権利の存在についての疎明が十分であるとはいえないとして原仮処分を取り消し、原告人の本件申立てを却下したため（原決定）、原告人が、原決定の取消し及び原仮処分の認可を求め、保全抗告を申し立てた。

さらに、原告人は、保全抗告審において、従前主張していた著作者人格権（同一性保持権）に基づく上記差止めの態様では不足が生じたとして、同権利に基づき、前記第1「抗告の趣旨」の第3項のとおり申立てを追加する旨主張した。

## 2 本件の争点及びこれに対する当事者の主張

原告人が被保全権利として主張するのは、著作権である展示権（著作権法25条）並びに著作者人格権である公表権（同法18条）及び同一性保持権（同法20条）であり、当審における当事者の主張を踏まえて整理すると、本件の争点は以下のとおりである。

(1) 本件申立ては別件仮処分決定と抵触するものとして許されないか

- (2) 本件仏像の著作者
- (3) 抗告人は相手方に本件仏像の公開を許諾したか
- (4) 同一性保持権侵害の有無
- (5) 本件申立ては権利濫用に当たるか
- (6) 保全の必要性

3 争点に対する当事者の主張の骨子（詳細は当事者の各主張書面のとおりでありこれらを引用する。）

- (1) 争点(1)（本件申立ては別件仮処分決定と抵触するものとして許されないか）について

10 相手方の主張の骨子は原決定4頁22行目から5頁1行目のとおりであり、抗告人は、本件申立てと別件仮処分決定は被保全権利を異にし抵触しない旨主張している。

- (2) 争点(2)（本件仏像の著作者）について

原決定2頁21行目から3頁1行目のとおりであるからこれを引用する。

- (3) 争点(3)（抗告人は相手方に本件仏像の公開を許諾したか）について（相手方）

20 本件仏像は、国分寺での公開のための宗教装置として、仏像制作経験のない抗告人を国分寺が指揮して制作されたものであり、抗告人の納得がいくまで自由に制作できる抗告人自身の作品とは性質を異にする。本件請負契約は、契約締結当初から、制作された仏像を国分寺で公開することが大前提となっており、本件請負契約自体に、抗告人の国分寺での公開についての包括的な許諾（自由使用）が含まれている。

25 さらに、抗告人と相手方は、本件仏像の引渡しを令和5年8月25日、本件仏像の公開を同年10月7日とすること、これらの期日が変更不可能なデッドラインであることを明確に合意しており、相手方が本件仏像を国分寺で公開することは本件請負契約上の権利である。

（抗告人）

相手方は、本件において抗告人が本件仏像の著作者・著作権者であることを否定しており、抗告人がこれらの権利を有することを前提とした許諾合意がされるはずがない。

5 本件請負契約上、相手方は抗告人に対価を支払う債務を負っているのであり、引渡し、公開等の合意は、ロイヤリティを含む報酬が確定した後に行われることが当然の前提となっており、正当な報酬が決まっていない状態で抗告人が公開等について合意することはあり得ない。抗告人が報酬額を提示していないのは、本件仏像に係る作業が全て完了してから請求することが合意されていたからである。

10 なお、抗告人の報酬を含む本件仏像の対価のうち、未払分の費用の額は7億円を下らない（抗告人の令和6年11月12日付け主張書面1の5頁）。

#### (4) 争点(4)（同一性保持権侵害の有無）について

(抗告人)

15 本件仏像の組上げ作業のための細かな説明書は存在しない上、本件仏像の材料である材木は季節の変化に応じ膨張・収縮する。実際に本件仏像の造形行為を行い構造を熟知する抗告人以外に組上げ作業は行い得ず、抗告人以外の者がこれを行うことは抗告人の同一性保持権の侵害に当たる。

20 また、相手方は、本件仏像に「THE FIRST BUTSUZO」という呼称（以下「本件呼称」という。）を付しているところ、抗告人は本件仏像にネーミングを施すこと自体おこがましいと考えており、本件仏像のネーミングについて相手方と協議も行っていないから、本件呼称は、著作権法20条1項が定める題号の同一性保持権の侵害に当たる。

(相手方)

25 組上げ、彩色及び補修は、いずれも同一性を変更する改変に当たらないか、若しくは「やむを得ないと認められる改変」（著作権法20条2項4号）に当たる（なお、相手方は本件仏像に彩色や補修を行う意思を有しない。）。そもそも、本件仏像は既に完成しており抗告人が行うべき残存作業はない。

原告人は、本件仏像に題号を付していないことを自認しており、題号の改変は生じ得ない。なお、本件呼称は開眼法要を周知するための宣伝文句にすぎず、相手方は本件仏像の名称を「大日如来像」から変更していない。

(5) 争点(5) (本件申立ては権利濫用に当たるか) について

相手方は、前記(3) (相手方) のような具体的事情に照らせば、本件申立てが権利濫用に当たる旨主張し、原告人はこれを争っている。

(6) 争点(6) (保全の必要性) について

原告人の主張は、原決定4頁16行目冒頭から19・20行目の「高い。」までのとおりであるからこれを引用する。

相手方は、原告人自身、本件仏像を広く公開していること、本件申立ては、原告人が、当初予算3000万円であった本件請負契約から、6～7億円の報酬に加え今後の拝観料からの取り分、ライセンス料等不当な利益を得ようとしたものであること等を挙げ、保全の必要性を争っている。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、原告人の本件申立てには、当審で追加されたものを含めいずれも理由がないと判断する。その理由は次のとおりである。

#### 2 認定事実

次のとおり補正するほか、原決定の「理由の要旨」欄の「第3 当裁判所の判断」の1(1)ないし(3)に記載のとおりであるから、これを引用する(ただし、「原決定」とあるのを「原仮処分」に読み替える。以下、原決定を引用する場合も同じ。)

(原決定の補正)

(1) 5頁10行目の「住職は」から13行目の「確定していなかった。」までを「住職は、四国霊場開創1200年を記念し、弘法大師空海が平安初期に造立しその後失われた大日如来像を再現した仏像を造立するプロジェクトを企画し、平成25年4月頃、原告人にその制作を依頼した。原告人は彫刻家であり、仏像制作の経験はなかったものの、住職が原告人の作品に感銘を受

け、あえて仏師ではない抗告人に依頼したものであったが、依頼はあくまでも国分寺に祀られる信仰の対象（「宗教装置」）としての仏像の制作であり、制作開始に当たっても、一般の起工式ではなく宗教儀礼が予定されるなど、上記のような本件仏像の性質は抗告人も当然の前提として了承していた。住職は、制作期間は3年、制作費は3000万円プラス材料費、外注費、諸費用という内容で依頼し、抗告人もこれを了承したが、この時点では契約内容の詳細は定められず、契約書も作成されなかった。（甲61、62、乙2の1・2、乙43）。」に改める。

(2) 6頁11行目の「公表した。」の次に「これに対し、抗告人は、住職に対し、上記1億3500万円が抗告人の報酬であると思われると困るので、これが本件大日如来堂の改修費用も含んだものであることを明らかにしておいてほしい旨要望した。」を加える。

(3) 6頁15行目の「なった」を「なった。なお、当該ガラス製品の見積額が2000万円となることが分かった際、抗告人は、住職に対し、予定の約2倍になってしまうが自腹でもよいのでやらせてほしい旨懇願した。なお、この費用は、結局相手方が負担した」に改める。

(4) 6頁16行目の「住職は」を次のとおり改める。

「抗告人は、令和4年2月頃以降、本件仏像を仮に組み立てた状態の写真等を情報発信するようになり、同年4月には仏像本体を仮に台座に乗せた状態の写真が撮られ、附属する37尊の彩色も終了するなど、同年5月下旬頃には、作業の終了が見えてくるようになった。（乙7の3、乙10の6・7）

住職は」

(5) 6頁21行目の「…（中略）…」を「または、そこはあくまでも真言宗内の儀式ということであれば、別で一般のお披露目式のようなものはして頂けるものでしょうか？」に改め、23行目の「住職は、」の次に「開眼法要自体は儀式的な意味合いが強いため、大勢の参拝者は予定しておらず、一般へ

のお披露目は翌日からを考えている、一般へのお披露目に先立ち除幕式的な演出をすることは考えられるが、開眼法要はそれに先立って明確に分けて行う等と説明した上で、」を加え、23・24行目の「開眼法要の実施日を、令和5年10月7日から3日間とする」を「開眼法要及びそれに続く一般へのお披露目を、令和5年10月7日ないし同月9日の中で行う」に改める。

(6) 6頁25・26行目の「設計事務所側は」から7頁2行目の「作成した。」までを「設計事務所は、開眼法要を同年10月7日とし、同日までに本件大日如来堂の改修工事等全ての作業を終わらせるための、住職、抗告人、設計事務所、施工業者等関係者全体の作業スケジュールを一覧できる同年2月21日付けスケジュール表(乙14)を作成した。その中では、抗告人側の作業スケジュールとして、同年8月に本件仏像を本件大日如来堂へ搬入し、同年9月に搬入後の調整等を行うこととされていた。」に、3行目の「令和5年2月」を「令和5年2月23日」に、それぞれ改め、5行目の「搬入時期を」の次に「搬入業者に」を加え、6行目の「述べた。(乙14、15、17)」を「述べ、設計事務所は、施工業者と契約して詳細なスケジュールが分かったら共有する旨答えた。抗告人は、令和5年2月末頃、設計事務所に対し、同年8月25日から同月30日までしか搬入業者の都合がつかない旨連絡し、設計事務所は、施工業者に対し、これを踏まえた工事日程の調整を依頼した。(乙14～17)」に改める。

(7) 7頁8行目の「着手した。」の次に「この頃、相手方、設計事務所及び施工業者との間で、同年10月7日の開眼法要に間に合わせるための作業日程が具体的になった一方、抗告人は、設計事務所に対し、搬入業者と8月25日搬入で調整がついた旨連絡した。」を加え、10行目の「乙14、17、18、46」を「乙14、16～18、乙36の2、乙46」に改める。

(8) 8頁6行目の「設け、」の次に「今年6月工房にて完成し、今秋の開眼造立を待つばかりとなりました。」、」を加え、9行目の「債権者と」から10行目の「生じた。」までを「この中で、抗告人は、本件仏像の一部であ

る獅子の像を、相手方の許可なく、上記個展とは別の画廊に展示したとして住職からとがめられたのに対しこれを謝罪し、住職が、本件仏像の展示に関する全ての許可の権限は相手方にあるが抗告人はどう考えているのかと質されたのに対し、やはり反論することなく謝罪するなどし、上記個展についても、結局、相手方と展示会場の要望が折り合わなかったために、当該個展から本件仏像関係の展示は撤去された。」に改める。

(9) 9頁15行目の「取り付けられていた。」を「取り付けられており、請負作業が未履行であるとして引き渡されなかったパーツや付属設備はなかった。」に改める。

(10) 9頁21行目及び22行目を次のとおりに改める。

「キ 相手方は、令和7年10月11日、国分寺において開眼法要を執り行って本件仏像を公開し、引き続いて一般にも公開した（甲67、審尋の全趣旨）。」

3 争点(1) (本件申立ては別件仮処分決定と抵触するものとして許されないか) について

相手方は、本件申立ては、別件仮処分とその趣旨、効果等実質において抵触し、不適法であると主張する。

しかし、別件仮処分における被保全権利は相手方の所有権に基づく本件仏像の引渡請求権であるのに対し、本件申立ての被保全権利は抗告人の著作権及び著作者人格権に基づく侵害の差止請求権であって、両者は権利関係を異にする。本件仏像の所有権の行使（使用収益）としての展示と本件仏像の著作権・著作者人格権の内容としての展示・公表との調整は、著作権法18条2項2号、45条等の解釈・適用によって解決を図るべきものであり、先行する別件仮処分決定によって実現しようとした目的が、本件申立てにより阻害されるからといって、当然に後行の本件申立てが不適法になるというものではない。

相手方の上記主張は採用できない。

4 争点(2) (本件仏像の著作者) について。

5 本件仏像は、住職が作成し抗告人に交付した本件図面を原案とし、基本部分  
は、彫刻家である抗告人が、本件図面に依拠して木材を彫刻して制作したもの  
である。本件図面は、大日如来立像の本体及びその付属設備等がある程度具体  
的に示してはいるものの、概要を示す平面的なイメージ図にとどまり、立体的  
な寸法等を細かく指定するようなものではない。これを立体的な像として制作  
10 するに当たっては、彫刻家である抗告人の創作に委ねられていたのであるから、  
本件仏像は、抗告人の思想又は感情が創作的に表現されたものであり、美術の  
著作物（著作権法2条1項1号、10条1項4号）に該当するというべきであ  
る。したがって、現実に本件仏像の彫刻作業を行った抗告人は、その著作者  
（同法2条1項2号）に当たる。

15 なお、相手方は、本件仏像が抗告人と相手方ないし住職との共同著作物であ  
るとも主張するが、本件仏像が共同著作物であったとしても、著作者である抗  
告人は単独で差止請求権を行使することが可能である（同法117条）から、  
本件仏像が共同著作物か否かは本件の結論に影響せず、判断を要しない。

15 5 争点(3) (抗告人は相手方に本件仏像の公開を許諾したか) について

(1) 著作者は、その美術の著作物でまだ公表されていないものの原作品を譲渡  
した場合には、その著作物をその原作品による展示の方法で公衆に提示する  
20 ことについて同意したものと推定される（著作権法18条2項2号）。

20 本件請負契約の目的は、あくまでも国分寺に祀られる信仰の対象（「宗教  
装置」）としての仏像の制作であって、本件仏像が完成すれば、国分寺に搬  
入・設置され、一般に公開されることが予定されていたものであることに加  
えて、相手方が抗告人の要求に応じて、前金の支払をして材料費を実質的に  
負担していることも考慮すると、本件請負契約は、本件仏像の完成と同時に  
25 その所有権を注文者である相手方に帰属させるとの合意を含んでいたと解す  
べきである。

本件では、当事者間の紛争のため任意の搬入・設置に至らなかったが、前  
記認定事実によれば、本件仏像は、令和5年8月頃には、公開に堪え得る状

態に完成していたと一応認められるのであって、原告人が協力しないために搬入・設置に至らなかったという経緯に鑑みると、信義則に照らして、原告人は、本件仏像が未完成であると主張して所有権の移転を否定することはできないというべきである。よって、原作品である本件仏像の所有権は、原告人から相手方に移転しており、原告人は、相手方に対し、本件仏像の公開について同意したものと推定される。

(2) 原告人は、本件仏像を組み上げた写真や台座等の部分を自身の個展において展示しようとしたり、本件仏像の公開時に自身の関係者の参列を希望するなどしており、公開の時期や方法に原告人の意向を反映させようとする行動をとっている。しかし、本件仏像については、制作開始に当たって宗教儀礼が行われ、公開に先立つ開眼法要が必須のものとされていたこと、令和元年12月以降、住職が原告人に対し、質が落ちてしまわぬよう納期から逆算して作業するよう指示し、原告人もこれに異を唱えるなどしていないこと、個展における本件仏像の一部の展示について、住職が、本件仏像の展示に関する一切の許可の権限は相手方にある旨主張し、原告人もこれを受け入れて謝罪し、展示を撤去したことを考慮すると、公開の時期や方法を決定する権限は相手方に属するというのが、両者の共通認識であったと一応認められるから、前記(1)の推定を覆すには足りないというべきである。

(3) 原告人は、正当な報酬が決まらない以上、本件仏像を国分寺で公開することに同意することはあり得ない、あるいは、同意は報酬が決まることを条件としていたとも主張する。

しかし、原告人は、令和4年9月頃から、本件仏像の開眼法要を令和5年10月7日頃に行う方向で関係者の協議がされ、本件大日如来堂の改修工事全体スケジュール表(乙14)が作成されるなどして、本件仏像の完成・公開の遅延が許容されないものと認識されるようになってからも、報酬の決定を条件とするような発言を一切しておらず、住職が公表した総事業費1億3500万円に関し、自分の報酬がそのような高額になると思われることは避

けたいなどとも発言しており、高額の未払報酬があるとの認識を示していなかったことなどからすると、抗告人が報酬額の決定と公開についての同意を関連付けていたとは認められない。

よって、抗告人の上記主張は採用することができない。

- 5 (4) ほかに前記(1)の推定を覆すに足りる疎明はないから、抗告人は、本件仏像の公開に同意していたと一応認められる。したがって、相手方による公開が抗告人の展示権及び公表権を侵害するとはいえない。

10 なお、抗告人は、抗告人の著作者性を認めない相手方との間で公開について同意することはあり得ないとも主張するが、紛争が生じた後の相手方の主張によって同意の有無が左右されるというものではないから、抗告人の上記主張は失当である。

#### 6 争点(4) (同一性保持権侵害の有無) について

- 15 (1) 抗告人は、抗告人以外に本件仏像の組上げ作業を行うことはできず、抗告人以外の者がこれを行うことは抗告人の同一性保持権の侵害に当たる旨主張する。

20 しかし、最も重要な本件仏像の本体部分は、既に抗告人が完成させており(乙32)、相手方がこれを再度分解して組み立て直すことはにわかに考え難い。また、本件仏像は、令和5年8月頃には公開に堪え得る状態に完成しており、同年10月の開眼法要に向けて準備が進められていたにもかかわらず、これを完成させなかったのは抗告人自身である。さらに、抗告人は、同年6月28日時点で、住職に対し、組立工程を詳細に撮影した動画があり、これを見れば十分であるという趣旨のメール(乙2の29)を送付している。これらの経緯に照らすと、付属設備を抗告人以外の者が取り付けることが、抗告人の同一性保持権の侵害に当たるとは解されない。

25 したがって、抗告人の上記主張は採用できない。

- (2) 抗告人は、相手方が本件仏像の公開に当たり本件呼称を付したことが、抗告人の同一性保持権の侵害に当たる旨主張する。しかし、抗告人は本件仏像

に題号を付しておらず、本件仏像の題号について相手方と何ら協議していないというのであり、「著作者が著作物に付した題号」自体存在しない。

また、本件仏像は信仰の対象である仏像であり、一般の美術品のように制作者がタイトルを付けることは想定されていないと思われるところ（抗告人自身、仏像に題号をつけることはおこがましいと主張している。）、相手方も、本件仏像の名称は、同像が表現している仏を示す「大日如来像」である旨説明しており、抗告人提出の疎明資料（甲51、63）によっても、本件呼称が、本件仏像の公開を周知するための宣伝文句以上の意味を有しているとは認められない。

したがって、抗告人が本件仏像について題号を改変されない同一性保持権を有しているとはいえず、仮にこれを観念できるとしても侵害のおそれが疎明されたとはいえないというべきである。

#### 第4 結論

以上の次第であるから、その余の点について判断するまでもなく、抗告人の本件申立て（当審で追加されたものを含む。）にはいずれも理由がないから、原仮処分を取り消し抗告人の申立てを却下した原決定は結論において相当であって、本件抗告は理由がないから棄却し、当審において追加された申立てを却下することとして、主文のとおり決定する。

令和8年3月2日

高松高等裁判所第4部

裁判長裁判官

森

實

将



裁判官

藤

原

典



裁判官

児

玉

禎



こ れ は 謄 本 で あ る 。

令 和 8 年 3 月 3 日

高 松 高 等 裁 判 所 第 4 部

裁 判 所 書 記 官 豊 田 恵 里

